**こうしゅう桜フェスタ出店要綱**

この要綱は、甲州市観光商工振興協議会（以下「協議会」という。）が「こうしゅう桜フェスタ」を開催するにあたり、誘客を促進するため、出店を許可するときの基準を定めることを目的とする。

（出店日・場所）

１日目：令和６年３月２３日（土）　塩山ふれあいの森総合公園

２日目：令和６年３月２４日（日）　甚六桜公園

（出店形態）

　１日目：飲食提供（**キッチンカーも可**）、物販の出店とする。

　２日目：飲食提供（**キッチンカーのみ**）、物販の出店とする。

※キッチンカー出店者、物販の出店者は、どちらか1日だけの出店、もしくは両日の出店も可能です。

（出店料）

1. **出店料は１日あたり、以下のとおりとする。**

**飲食提供あり（キッチンカー含む）10,000円、物販のみ2,000円とする。**

**（机2台・いす2脚のみ、ご用意します）。**

２．出店料は、会長が定める日時までに協議会に納めるものとする。

　３．その他、会長が認めたものは、出店料を減免することができる。

　４． 出店許可後、出店者側の意向により出店を取りやめた場合、その理由の如何を問わず、

出店料の返還は行わないものとする。

（出店者）

　下記に該当するもの又はその他会長が認めたもの

1. 甲州市内在住者
2. 市内で活動、営業している団体及び個人。

　３．暴力団関係者等適当でないと思われる団体及び個人ではないこと。

（出店申請）

１．出店を希望する者は、様式１、出店平面図、提供食品の概要(飲食物取り扱い時のみ)、

出店当日出店者全員の身分照明書(写し)、出店従業者名簿、食品衛生法に基づく営業施設許可書のコピー(提供する食品が既製品でない場合)を、会長が定めた日時までに提出するものとする。

（出店許可）

　１．会長が出店を認めた場合は、許可書を発行し、出店中は、携行することとする。

　２．会長は申請内容に虚偽記載があった場合等、まつりに不適当と認めた場合は、許可を取り消し、また出店中であっても、即刻閉店させることができる。この場合、出店料の返還は行わないものとする。

（出店場所）

　１．出店の位置は、抽選において決定する。

　２．その他会長が必要を認めたものについては場所の指定ができる。

（その他）

　１．出店を許可したものには、机・いすのみ協議会が用意するが、その他必要な備品、

テント、燃料、電源、照明、表示看板等は申請者（団体）が用意するものとする。

　２．不測の事態により、桜フェスタの開催を中止した場合、事前準備等に係る費用の補償はいたしません。

３．この要綱に定めるもののほか、会長が必要と認めたときは、出店の許可を受けたものに指示することができるものとする。